

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関である（P22 資料1－1 参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である。（法第36条、第37条の2第1項、第37条の3第1項）

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

令和7年4月1日に発足した第8期（令和7年4月～令和10年3月）においては、青木雅明会長、蟹江章常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行っている（P24 資料1－2、P25 資料1－3 参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）並びに外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力

（注）外国監査法人等とは、外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験課及び審査検査課で構成され、総務試験課は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との連携・協力及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査課は、監査事務所の監査又は証明業務及び日本公認会計士協会の事務の運営状況についての審査並びに監査事務所、外国監査法人等及び日本公認会計士協会に対する検査を所掌している。

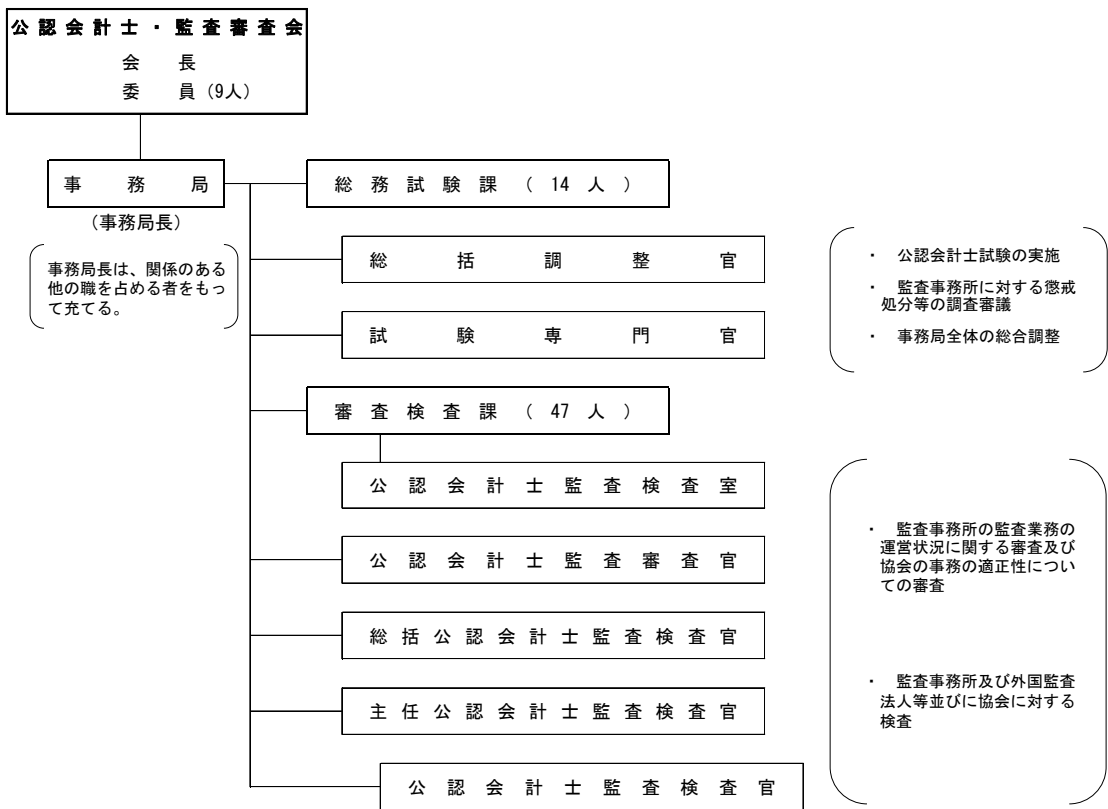
事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員

され、令和7年度末の定員は、総務試験課 14 人及び審査検査課 47 人の計 61 人となっている。

《事務局の定員の推移》 (年度末ベース)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 ～ 27	H28 ～ 29	H30 ～ R元	R2 ～ 3	R4	R5	R6	R7
総務試験課	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	15	14	14	14
審査検査課	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	42	41	48	47	47
公認会計士 監査検査室	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	3	3
総括公認会計士 監査検査官	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	1	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6	6	7	7	7
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	26	25	28	27	27
合 計	40	41	43	47	51	55	58	57	56	56	57	56	56	62	61	61

《公認会計士・監査審査会の機構図》



(注) 上図中 () 内は、令和7年度末における定員を示す。